

---

## QA8-4 食べものの安全は、どのように確保されているのですか。

---

### A

- ① 国が設定した食品中の放射性物質の基準値に基づき、地方自治体において食品中の放射性物質検査が実施されています。基準値を超えている場合には、回収・廃棄等の対応がとられます。
- ② 平成 24 年 4 月から、食品中の放射性物質について、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から基準値を設定しました。なお、基準値を設定する際には、年齢にかかわらず、全ての方に安心して食品を食べていただけるよう、配慮しています。
- ③ 平成 28 年 2 月から 3 月に各地で購入した食品を検査し、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量を推計したところ、現行基準値の設定根拠である年間線量の上限值（1 ミリシーベルト (mSv)）の 1 % 以下であり、極めて小さいことが確かめられました。

#### 統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第 8 章 66 ページ「食品中の放射性物質への対応の流れ」
- 下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」
- 下巻 第 8 章 77 ページ「流通食品での調査（マーケットバスケット調査）」
- 下巻 第 8 章 82 ページ「食品中の放射性物質に関する検査結果の公表」

---

出典：「食品中の放射性物質への対応」厚生労働省ウェブサイトより作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日